

## 被災農地再生支援事業実施要領

### (趣旨)

第1 平成23年3月に発生した東日本大震災の津波により被災した農地において、営農再開した農業者が石礫除去や農地の生産力回復に取り組むことを支援し、速やかな農業生産の復旧等を図るため、被災農地再生支援事業による対策（以下「事業」という。）を実施する。

### (対象地域)

第2 事業の対象地域は、宮城県内の東日本大震災による津波被災地域とする。

### (事業の内容)

第3 事業は、第1の趣旨に対応したものとし、メニュー、事業実施主体、採択要件及び補助率は、別表に掲げるとおりとし、事業内容については以下のとおりとする。

なお、事業の実施は、1地区1年限りとし、年度内に事業を完了するものとする。ただし、園芸農地再生支援事業については、同一地区に対し、最大2か年連続して実施できるものとするが、この場合においても単年度ごとに事業を完了するものとする。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 石礫除去対策事業について   | 別記1 |
| (2) 園芸農地再生支援事業について | 別記2 |

### (成果目標の基準及び目標年度)

第4 事業実施主体が設定する成果目標の基準及び目標年度は、以下のとおりとする。

- (1) 成果目標の基準は、別記1及び別記2のとおり。
- (2) 成果目標の目標年度は、原則として事業実施年度の翌年度。

### (実施期間)

第5 事業の実施期間は、原則として平成29年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### (実施等の手続)

第6 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を作成し、事業実施主体の主たる農地が所在する市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、前項により提出された事業実施計画書の内容及び市町村推進事業について事業実施計画書（様式第2号）を作成し、知事に提出するものとする。

### (事業着手)

第7 事業の着手は、交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、市町村長は交付決定前着手届（様式第3号）を知事に提出するものとし、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で着手するものとする。

(助成措置)

第8 県は、予算の範囲内において、事業の実施、指導等に必要な経費について、被災農地再生支援事業補助金交付要綱に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(事業実施報告)

第9 事業実施主体は、事業完了後速やかに事業実施報告書(様式第4号)を作成し、市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、前項の事業実施主体からの事業実施報告書の提出を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じ、当該事業実施主体を指導するものとし、適切であると確認された場合は、事業実施報告書(様式第5号)を作成し、被災農地再生支援事業補助金交付要綱第8の規定による事業実績報告書とともに知事に提出するものとする。

(事業評価)

第10 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を市町村長に報告(様式第4号)するものとする。

2 市町村長は、前項の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容について点検及び評価し、知事に7月末までに報告する(様式第5号)とともに、この評価結果を踏まえ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

(証拠書類の保管)

第11 事業実施主体及び市町村長は、関係書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算し5年間整備保管しなければならない。

(推進指導等)

第12 市町村長は、本事業の効果的かつ適正な推進及び適正な執行を確保するため、必要に応じ事業実施主体に指導、助言を図るものとする。

(その他)

第13 本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 石礫除去対策事業	1 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 8 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） 2 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。以下同じ。） 3 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。以下同じ。） 4 その他農業者の組織する団体（団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織の規約及び会計手続きを行う体制があるものとする。以下同じ。）	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 受益農家は 3 戸以上。 2 事業の対象地域は宮城県内の東日本大震災による津波被災地域。 3 石礫の出現により営農上の支障がある農地。	事業費の 1/2 以内。 ただし、県補助額の上限は 18 千円/10a。
2 園芸農地再生支援事業	1 農事組合法人 2 農事組合法人以外の農地所有適格法人 3 特定農業団体 4 その他農業者の組織する団体	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 受益農家は 3 戸以上。 2 事業の対象地域は宮城県内の東日本大震災による津波被災地域。 3 事業を計画している農地で営農が再開されている。 4 事業実施計画年以前に東日本大震災生産対策交付金（農地生産性回復）を実施した地区。 5 事業の対象農地で生産される園芸作物の収量が震災前の水準と比較して著しく低下している。 6 園芸作物を継続して作付けする農地。	事業費の 1/2 以内。 ただし、県補助額の上限は 28 千円/10a。

(別記1)

## 石礫除去対策事業について

### 1 取組の概要

東日本大震災の津波による被害を受け、営農再開後に出現した石礫により営農に支障を来す農地において、この石礫の除去を行い営農への支障を取り除くもの。

### 2 取組の実施基準等

#### (1) 事業の実施基準

- 1) 石礫により営農に支障を来す農地において、農業者自らが行う等の軽微な石礫除去作業とする。
- 2) 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

### 3 対象地域及び対象農地

以下の全てを満たす地域であること。

- (1) 事業の対象地域は、宮城県内の東日本大震災による津波被災地域であること。
- (2) 石礫の出現により営農上の支障がある農地であること。

### 4 事業実施主体

事業実施主体は、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及び代表者の定めがあり、かつ、組織の規約及び会計手続きを行う体制がある農業者の組織する団体とする。なお、事業実施主体の受益農家数は、3戸以上とする。

### 5 成果目標

成果目標の基準は、対策工の実施により石礫を除去すること及び対策実施後において営農がなされることが確実であること。

### 6 補助対象経費

- (1) 事業に直接要する、作業人件費及び作業用機械に係る借上げ費、オペレータ費、燃料費、運搬経費並びに作業委託費とする。
- (2) 対象事業費は、事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとする。
- (3) 対象となる経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

### 7 補助率

事業費の2分の1以内の補助とする。ただし、県補助額の上限は10アール当たり18千円とする。

## 8 事業の実施手続き等

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書に以下の書類を添付するものとする。
  - 1) 事業実施主体が法人にあつては、定款の写し。特定農業団体及びその他農業者の組織する団体にあつては、規約と構成員名簿の写し。
  - 2) 事業を計画している農地の位置図及び農地の範囲が分かる図面（公図の写し、一時利用指定図、農地整備事業の計画図等）
  - 3) 事業を計画している農地の字地番毎の面積一覧表（農地整備事業実施地区にあつては、一時利用指定図上の地番，面積でも可。）
  - 4) 事業を計画している農地において、石礫の存在が確認できる資料。（1平方メートルの範囲から集めた石礫の写真等（5 h a 当たり1枚程度））
  - 5) 事業費積算根拠
- (2) 事業実施主体は、実績報告書に以下の書類を添付するものとする。
  - 1) 事業を実施した農地の範囲が分かる図面（公図の写し、一時利用指定図、農地整備事業の計画図等）
  - 2) 事業を実施した農地の字地番毎の面積一覧表（農地整備事業実施地区にあつては、一時利用指定図上の地番，面積でも可。）
  - 3) 事業を実施した農地において、除去・集積した石礫を確認できる資料。（1耕区（畦畔，道路，水路で区切られた土地）当たりの石礫の写真。5 h a 当たり1枚程度。）
  - 4) 作業状況写真（5 h a 当たり1か所程度）
  - 5) 作業日報（作業農地の地番，作業時間，人員・機械の配置が確認できるもの。）

(別記2)

## 園芸農地再生支援事業について

### 1 取組の概要

東日本大震災の津波による被害を受け、生産力が著しく低下した農地において、地力の回復を目的とした堆肥等資材の投入や緑肥作物のすき込みを行うもの。

### 2 取組の実施基準等

#### (1) 事業の実施基準

- 1) 事業で施用する肥料・土壌改良資材は、放射性セシウムの濃度が肥料、土壌改良資材及び培土の暫定許容値を超過していないことが確認されたものに限る。
- 2) 対象となる緑肥作物の品種について、対象地域の作型、土壌条件等を勘案して選択するものとし、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元することとする。
- 3) 事業の実施にあっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

### 3 対象地域及び対象農地

以下の全てを満たす地域であること。

- (1) 事業の対象地域は、宮城県内の東日本大震災による津波被災地域であること。
- (2) 事業の対象農地は実施計画年度以前に東日本大震災生産対策交付金（農地生産性回復）（平成23年5月2日23生産第720号，農林水産事務次官依命通知）を実施した農地であること。
- (3) 事業の対象農地は、生産される園芸作物の収量又は品質が震災前の水準と比較して現に著しく低下していることが事前の収量調査，出荷量調査等（必要に応じ土壌分析結果）により明らかにされている農地であること。
- (4) 事業の対象農地は、園芸作物が作付けされており，かつ，事業実施後においても継続して園芸作物が作付けされる農地であること。

### 4 事業実施主体

事業実施主体は、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及び代表者の定めがあり、かつ、組織の規約及び会計手続きを行う体制がある農業者の組織する団体とする。なお、事業実施主体の受益農家数は、3戸以上とする。

### 5 成果目標

成果目標の基準は、被災前に比べ概ね同程度以上に園芸作物の収量が確保されることとする。

## 6 補助対象経費

- (1) 事業に直接要する，作業用機械等借上げ費（機械燃料費含む），資材（堆肥や石灰質肥料等土壤改良材）購入費（運搬経費含む），緑肥種子購入費及び作業委託費，土壤分析委託費（農地の生産性回復を確認するものに限る）とする。
- (2) 対象事業費は，事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとする。
- (3) 対象となる経費は，事業の対象として明確に区分できるもので，かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

## 7 補助率

- (1) 事業費の2分の1以内の補助とする。ただし，県補助額の上限は10アール当たり28千円とする。
- (2) 取組において使用する次の1)から11)の資材費（堆肥や石灰質肥料等土壤改良材）の上限は次のとおりとする。
  - 1) 堆肥1t当たり7,000円（運搬費を含む場合は10,000円）
  - 2) 炭酸カルシウム20kg当たり800円
  - 3) 硫酸カルシウム20kg当たり1,600円
  - 4) 過りん酸石灰20kg当たり2,000円
  - 5) 熔成りん肥20kg当たり2,000円
  - 6) 熔成けい酸りん肥20kg当たり2,000円
  - 7) けい酸加里肥料20kg当たり3,000円
  - 8) 鉍さいけい酸質肥料20kg当たり800円
  - 9) 副産石灰質肥料20kg当たり600円
  - 10) ゼオライト20kg当たり2,000円
  - 11) 腐食酸質資材20kg当たり3,500円
- (3) 取組においては，(2)で上限単価が設定されていない資材を使用する場合については，事業において当該資材を使用することが合理的であり，かつ当該資材の実勢価格に照らして単価が適当であると判断できる場合に限り，補助の対象とすることができるものとする。

## 8 事業の実施手続き等

- (1) 事業実施主体は，事業実施計画書に以下の書類を添付するものとする。
  - 1) 事業実施主体が法人にあつては，定款の写し。特定農業団体及びその他農業者の組織する団体にあつては，規約と構成員名簿の写し。
  - 2) 事業を計画している農地の位置及び範囲が分かる図面（東日本大震災生産対策交付金（農地生産性回復）を実施した地区が分かる図面を用いること）

- 3) 事業を計画している農地の字地番毎の面積一覧表（農地整備事業実施地区にあつては、一時利用指定図上の地番，面積でも可。）
  - 4) 7の(2)以外の資材の購入や作業委託等を実施する場合は，カタログや参考見積書等
  - 5) 事業費積算根拠
- (2) 事業実施主体は，事業実施報告書に以下の書類を添付するものとする。
- 1) 事業を実施した農地の位置及び範囲が分かる図面（東日本大震災生産対策交付金（農地生産性回復）を実施した地区が分かる図面を用いること）
  - 2) 事業を実施した農地の字地番毎の面積一覧表（農地整備事業実施地区にあつては，一時利用指定図上の地番，面積でも可。）
  - 3) 作業委託がある場合は，契約書の写し
  - 4) 領収書，納品書等出来高が確認できる書類の写し



様式第1号

年 月 日

市町村長 殿

住所  
農業者組織等名  
代表者名 印

年度被災農地再生支援事業実施計画書について

被災農地再生支援事業実施要領第6の1に基づき、事業実施計画を承認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 添付様式1
- 2 実施要領別記1（及び別記2）<sup>※注1</sup> の8の書類

※注1 該当する方を記載する。



様式第 2 号

文 書 番 号  
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長

印

年度被災農地再生支援事業実施計画書について

被災農地再生支援事業実施要領第 6 の 2 に基づき、事業実施計画を承認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 添付様式 2
- 2 様式第 1 号（添付書類含む）の写し

(添付様式2)

年度 被災農地再生支援事業実施計画書

1 事業目的

2 事業実施計画

メニュー名	市町村名	事業実施主体名	事業実施地区における営農再開年度	東日本大震災生産対策交付金(農地生産性回復)実施年度	事業内容				目標数値		事業費(円)	負担区分			備考
					水田, 畑の別	作物名	取組面積(ha)	事業量	現状(年度)	目標(年度)		補助金(県費)(円)	市町村費(円)	その他(円)	
石礫除去対策事業															
園芸農地再生支援事業															

※注1 変更承認申請の場合は、二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

※注2 事業実施主体が複数ある場合は、欄(行)を増やし事業実施主体ごとに記載すること。

※注3 該当しないメニューは削除すること。

様式第3号

年度被災農地再生支援事業交付決定前着手届

文 書 番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

被災農地再生支援事業実施要領第7に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したので、提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、事業実施主体の責任とすること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

メニュー名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由

様式第4号

年 月 日

市町村長 殿

住所  
農業者組織等名  
代表者名 印

年度被災農地再生支援事業実施報告書（又は事業評価報告書）について

被災農地再生支援事業実施要領第9の1（又は第10の1）に基づき、下記の書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 添付様式4
- 2 実施要領別記1（及び別記2）<sup>※注1</sup> の8の書類<sup>※注2</sup>

※注1 該当する方を記載する。

※注2 事業評価報告書には実施要領別記1（及び別記2）の8の書類の添付不要。

(添付様式4)

年度 被災農地再生支援事業実施報告書（及び事業評価報告書）

事業実施年度

[メニュー名： ]

市町村名	事業実施主体名	事業実施地区における 営農再開年度	メニュー：園芸農地再生支援事業 の場合は記載 東日本大震災生 産対策交付金 (農地生産性回 復)実施年度	事業内容				目標数値		事業費(円)	負担区分		成果目標評価		
				水田、畑 の別	作物名	取組面積 (ha)	事業量	現状 (年度)	目標(A) (年度)		補助金 (県費)(円)	自己資金 (円)	成果(B) (年度)	目標達成 状況 (B)/(A) ×100	事業主体による 評価結果

※注1 実施報告は市町村名から負担区分までの欄に記入すること。

※注2 評価報告は市町村名から成果目標評価までの欄に記入すること。

様式第5号

文 書 番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

年度被災農地再生支援事業実施報告書（又は事業評価報告書）について

被災農地再生支援事業実施要領第9の2（又は第10の2）に基づき、下記書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 添付様式5
- 2 様式第4号（添付書類含む）の写し<sup>※注1</sup>

※注1 事業評価報告書には様式第4号（添付書類含む）の写し添付不要。



(添付様式5)

年度 被災農地再生支援事業実施報告書（及び事業評価報告書）

事業実施年度

メニュー名	市町村名	事業実施主体名	事業実施地区における営農再開年度	東日本大震災生産対策交付金（農地生産性回復）実施年度	事業内容				目標数値		事業費(円)	負担区分			成果目標評価				
					水田、畑の別	作物名	取組面積(ha)	事業量	現状(年度)	目標(A)(年度)		補助金(県費)(円)	市町村費(円)	自己資金(円)	成果(B)(年度)	目標達成状況(B)/(A)×100	事業主体による評価結果	市町村による点検評価結果	
石礫除去対策事業																			
園芸農地再生支援事業																			
	合計	-	-	-	-	-		-	-								-	-	

※注1 実施報告は市町村名から負担区分までの欄に記入すること。

※注2 評価報告は市町村名から成果目標評価までの欄に記入すること。

※注3 事業実施主体が複数ある場合は、欄(行)を増やし事業実施主体ごとに記載すること。

※注4 該当しないメニューの欄は削除すること。